

## 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団 資産運用規定

### (目的)

第1条 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団の資産運用規定(以下「規定」という)は、財団法人寄付行為(以下寄付行為という)に定める基本財産及び運用財産について、継続的に円滑な資産運用を実施すること、及びリスクの分散による安全な資産運用を図ることを目的とする。

### (資産運用の方法)

第2条 基本財産は、安全かつ確実性の高い預貯金及び有価証券等で管理運用するものとする。

運用財産は、健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高く、且つ、なるべく高い運用益が得られる方法で管理運用するものとする。

### (資産運用委員会)

第3条 資産運用委員会は、理事会の選任による委員2名及び評議員会の選任による委員2名、並びに理事長、事務局長の6名で構成するものとする。

2 資産運用委員会の委員の任期は3年とする。

3 会議の議長は、理事長とする。

### (運用体制)

第4条 資産運用委員会は原則として3ヶ月毎に委員会を開催し、運用状況の確認を行ない金融機関の選定、運用方針の決定をする。

### (金融商品)

第5条 この規定において運用対象(以下「金融商品」)は次に掲げるものを言う。

(1) 有価証券 国債、政府保証債、地方債、事業債、転換社債型新株予約権付社債、金融債、円建て外債、ユーロ円債、外貨建て債券、公社債投資信託

(2) 金銭信託

(3) 預金・貯金

(4) その他理事会において承認を得たもの

### (運用資産の定義)

第6条 金融商品で運用可能な基本財産及び運用財産を「運用資産」と定義する。

### (運用資産の運用期間)

第7条 運用資産における運用期間の目安は、以下の年限を参考にする。

(1) 長期運用 5年以上

(2) 中期運用 1年以上5年未満

(3) 短期運用 1年未満

### (金融商品の運用基準)

第8条 外国為替レートにより元本が変動する金融商品については運用しないものとする。

2 有価証券については、原則として、満期償還時の元本が確定しているものに限り運用できるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、外貨建て債券及び預金については、当分の間、米ドル建

てのものに限り運用できるものとする。なお、運用額は運用資産の10%以内となるよう努める。

#### 4 経過措置

本規定が定められる以前の運用資産についてはこの限りではない。但し、この規定に現行の運用実績が合致していない場合にはその後の運用方針に留意し合致させるよう努力するものとする。

(債券についての格付と投資対象の範囲)

第9条 信頼性の高い海外及び国内の格付機関（JCR、R&I、S&P、Moody's等）のうち2つ以上の格付機関からA格以上を取得している債券を投資対象の範囲とする。

(資産の運用)

第10条 資産運用委員会の運用方針に基づき、資産運用は理事長の統括のもとに事務局長が執行する。

2 資産運用の額は運用資産を勘案のうえ、次の各号の通り決定するものとする。

(1) 1件当たり2億円以下の場合、事務局長の決定による。

(2) 1件当たり2億円を超え、5億円以下の場合、理事長の決定による。

(3) 1件当たり5億円を超える場合は、理事会の承認を得るものとする。

(資産価値減少時等の対応)

第11条 第5条(1)に規定する有価証券を運用した場合において、当該金融商品にかかる時価が取得価格を30%以上下回った場合、又は、格付の見直し等により第9条に例示する格付機関のいずれかによる格付がBBBを下回った場合には、資産運用委員会を開催し直ちに対応を検討し、その対応策について理事会の承認を得るものとする。

(資産の運用状況の報告)

第12条 事務局長は、資産の運用状況について、3ヶ月毎に資産運用委員会に報告するものとする。

2 理事長は、資産の運用状況について、理事会及び評議員会に報告するものとする。

(事務局長の任務)

第13条 事務局長は、関係法令、寄付行為及びこの規定並びに理事会の決定を遵守し、資産の運用業務を遂行するものとする。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃については、評議員会、理事会の議決によるものとする。

#### 附 則

1 この規定は、平成15年3月12日から施行する。

2 この規定の施行の際に、現に運用されている金融商品については、漸次この規定に適合するよう運用するものとする。

3 資産運用委員会委員の当初の任期は、平成16年5月31日までとする。

#### 附 則（平成30年6月19日）

この規定は、平成30年6月19日から施行する。